

# 「学校安心ルール」(大阪市立阪南中学校)

## ＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができます、「より良い社会（学校）」をめざしています。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束こと	・規則(服装も含む)を守る	・時間を守る	・あいさつをしっかりする	・自分がされて嫌なことを人にしない	・何事にも一生懸命取り組む
第1段階	・授業時間におくれる ・授業中寝る ・服装の乱れたまま授業を受ける	・人の嫌がる行為を行う (比較的軽微なもの)	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす等の行為、発言	・無断自転車通学 ・異装・頭髪の染色等 ・落書き ・菓子等の不要物の持ち込み	・個別指導 ・家庭連絡(家庭訪問・保護者呼び出し) ・自己を振り返る活動(反省文等) ・事例により学年(全校)集会
第2段階	・授業のじやまをする ・授業に関係のない話をし、妨害する	・仲間はずれに(無視)する ・悪口、かけ口を言う、LINE等に書き込む	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたような発言をする	・器物損壊 ・深夜徘徊 ・スマホ等の持ち込み	・個別指導 ・家庭連絡(家庭訪問・保護者呼び出し) ・別室指導(期間は事例による) ・学年(全校)集会
第3段階	・授業離脱 ・テスト妨害やカンニング行為 ・学校をさぼり校外にたむろする	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう(プロレス技をかけるなども) ・他人の物を故意にこわしたり、すてたりする	・対教師暴力 (発言も含む)	万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙・違法薬物など法律に違反する行為	・関係諸機関(警察[サポートセンター含]・こども相談センター)と連携しながら、毅然とした指導を行う。 ・保護者を含めた指導 ・改善されるまで別室指導
第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。					